

## 佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：県民佐久運動広場

会 場	時間等区分	料金区分			
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	
		アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用	アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用
運動場	午前 6 時から午前 8 時まで	410円	1,250円		
	午前 8 時から正午まで	830円	2,510円		
	正午から午後 5 時まで	1,040円	3,140円		
	午後 5 時から午後 7 時まで	410円	1,250円		
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	520円	1,570円		
	全日（午前 8 時から午後 5 時）	1,670円	5,020円		
	電気料	1 時間：520 円			
テニスコート（屋外）	午前 6 時から午後 5 時まで	1 時間 1 面：260 円			
屋内ゲートボール場（テニスの使用は、2 面分が必要です。）	午前 6 時から午前 9 時まで	1 面：310 円			
	午前 9 時から正午まで	1 面：310 円			
	正午から午後 5 時まで	1 面：520 円			
	午後 5 時から午後 7 時まで	1 面 200 円			
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	1 面：310 円			
	電気料	1 時間 1 面：150 円			

（備考）1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍）に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。